情報開示手続き要領

1. お客さま情報の開示について

弊社は、以下の手続きによる開示請求があった場合には、法令に基づく合理的な範囲において、 お客さま情報を開示します。

(1) 開示請求ができる方

原則として、ご本人です。ただし、ご本人が委任した代理人、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、ご本人に代わってお客さま情報の開示請求をすることができます。

(2) 開示請求の方法

「お客さま情報開示等申込書」に必要事項をご記入のうえ、次の書類を同封して、下記の宛先 まで郵送してください。

○ お客さまがご本人の個人情報の開示請求をされる場合

- ・ご本人であることを証明する書類のコピー(以下のうち2種類)
 - →運転免許証、住民票、健康保険の被保険者証、パスポートなど

〇 代理人が委任者(お客さま)の個人情報の開示請求をされる場合

以下の書類を、それぞれご用意ください(両方必要です)。

- ・ご本人及び代理人であることを証明する書類のコピー (ご本人・代理人 各2種類)
 - →運転免許証、住民票、健康保険の被保険者証、パスポートなど
- ・代理人資格を証明する書類
 - →代理権を示す旨の委任状、法定代理人であることを示す書類(戸籍謄本または抄本、 成年後見の登記事項証明書など)

・運転免許証:住所等が変更されている場合は、裏面の写しも必要です。

なお、「本籍」欄が見えないよう、塗りつぶしてください。

・住民票:発行日より6か月以内の原本または写しを同封してください。

・健康保険証:住所が記載されていない場合や住所が変更されている場合は、現住所をご記入の上、

その写しを同封してください。

・パスポート:写真および住所のページの写しを同封してください。

【申込書・同封書類の送付先】

₹355-0013

埼玉県東松山市小松原町17-9

松栄ガス株式会社 総務部 宛

(お問合せ先電話番号:0493-23-7151)

ガスのご利用・お支払いなどに関する日常的なお問い合わせは、お電話にて承りますので、 弊社までご連絡ください。

(3) 開示請求に必要な費用

○お支払いただく金額

お客さま情報の開示請求をいただく場合には、「開示手数料」と「簡易書留・代金引換料等(実費)」の合計額をお支払いただきます。

開示手数料	開示請求項目数	3項目まで	250円
	開示請求項目数	4項目以上	100円/1項目につき
簡易書留 · 代金引換料等 (実費)			800円

(例) 開示請求項目の数が

2項目の場合 250円+800円=1,050円

4項目の場合 250円+ (100円×1項目) +800円=1,150円

10項目の場合 250円+ (100円×7項目) +800円=1,750円

○お支払い方法

開示請求の結果(回答書)を配達した郵便局員にお支払いください(代金引換郵便)。

(4)「ガス料金等支払い証明書」

弊社がお客さまからのお申し出に基づき発行している「ガス料金等支払い証明書」などの 各種証明書類につきましても、平成20年8月1日より、上記費用をお支払いただきます。

なお、「ガス料金等支払い証明書」などの各種証明書類の発行は、お電話にて承りますので、弊社までご連絡ください(開示申込書・本人確認書類の郵送は不要です)。

(5) 開示請求に対する弊社の対応について

〇 回答までの期間

弊社は、申込書等を受領した後、原則として2週間以内にお客さま情報を開示するかどうかを決定し、回答書を発送いたします。ただし、事務処理上の事情、その他正当な理由により、回答までの期間を延長する場合があります。

〇 開示できない場合

弊社は、次のいずれかに該当する場合には、お客さま情報の全部または一部を開示しない ことがあります。その場合は理由をお知らせするように努めます。

- ・申込書の記入内容、同封書類に不備があった場合
- ・ご本人(開示の対象となる方・代理人)であることが確認できない場合
- ・代理人からの申込みで、代理人資格が確認できない場合
- ・開示請求項目が「保有個人データ」(個人情報保護法第2条第5項)に該当しない場合
- ・開示請求項目の特定に足りる事項をご提示いただけない場合
- ・所定の開示手数料等をお支払いいただけない場合
- ・ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・弊社の業務運営に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令等に違反することとなる場合

2. お客さま情報の訂正、追加、削除について

個人情報の内容が事実でない場合に限り、弊社はお客さまのお申し出に応じ、業務運営上支障のない範囲内において、お客さま情報の訂正、追加、削除(以下「訂正等」といいます。)を行います。なお、訂正等を行った場合にはその内容を、訂正等を行わない場合にはその旨をお知らせいたします。(弊社サービスの提供に支障がある場合、訂正等に応じられないことがありますので、予めご了承ください。)

(1) 訂正等の請求ができる方

原則として、ご本人です。ただし、ご本人が委任した代理人、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、ご本人に代わってお客さま情報の訂正等の請求をすることができます。

(2) 訂正等の請求の窓口・方法について

訂正等の内容により、電話で受け付けることができますので、弊社までご連絡の上、ご確認ください。

なお、文書によるお申込みが必要な場合は、「お客さま情報開示等申込書」に必要事項をご記 入のうえ、次の書類を同封して、下記の宛先まで郵送してください。

【文書によるお申込みが必要な場合の手続】

○ お客さまがご本人の個人情報の訂正等請求をされる場合

- ・ご本人であることを証明する書類のコピー(以下のうち2種類)
 - →運転免許証、住民票、健康保険の被保険者証、パスポートなど

〇 代理人が委任者(お客さま)の個人情報の訂正等請求をされる場合

以下の書類を、それぞれご用意ください(両方必要です)。

- ・ご本人及び代理人であることを証明する書類のコピー (ご本人・代理人 各2種類)
 - →運転免許証、住民票、健康保険の被保険者証、パスポートなど
- ・代理人資格を証明する書類
 - →代理権を示す旨の委任状、法定代理人であることを示す書類(戸籍謄本または抄本、 成年後見の登記事項証明書など)

・運転免許証:住所等が変更されている場合は、裏面の写しも必要です。

なお、「本籍」欄が見えないよう、塗りつぶしてください。

・住 民 票:発行日より6か月以内の原本または写しを同封してください。

・健康保険証:住所が記載されていない場合や住所が変更されている場合は、現住所をご記入の上、

その写しを同封してください。

・パスポート:写真および住所のページの写しを同封してください。

【申込書・同封書類の送付先】

〒355-0013

埼玉県東松山市小松原町17-9

松栄ガス株式会社 総務部 宛

(お問合せ先電話番号:0493-23-7151)

3. お客さま情報の利用停止、消去、第三者提供の停止について

弊社が個人情報を法令に違反して取得または利用している場合には、弊社はお客さまのお申し 出に応じ、法令等に定める範囲内において、個人情報の利用停止、消去を行います。

また、弊社が個人情報を法令に違反して第三者に提供している場合には、弊社はお客さまのお申し出に応じ、法令等に定める範囲内において、個人情報の第三者提供の停止を行います。

なお、利用停止・消去・第三者提供の停止(以下「利用停止等」といいます。)を行った場合お よび行わない場合、いずれにおいてもその旨をお知らせいたします。

(弊社サービスの提供に支障がある場合、利用停止等に応じられないことがありますので、予めご 了承ください。)

(1) 利用停止等の請求ができる方

原則として、ご本人です。ただし、ご本人が委任した代理人、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、ご本人に代わってお客さま情報の利用停止等の請求をすることができます。

(2) 利用停止等の請求の方法

「お客さま情報開示等申込書」に必要事項をご記入のうえ、次の書類を同封して、下記の宛 先まで郵送してください。

○ お客さまがご本人の個人情報の利用停止等請求をされる場合

- ・ご本人であることを証明する書類のコピー(以下のうち2種類) →運転免許証、住民票、健康保険の被保険者証、パスポートなど
- 〇 代理人が委任者(お客さま)の個人情報の利用停止等請求をされる場合

以下の書類を、それぞれご用意ください(両方必要です)。

- ・ご本人及び代理人であることを証明する書類のコピー(ご本人・代理人 各2種類)
 - →運転免許証、住民票、健康保険の被保険者証、パスポートなど
- ・代理人資格を証明する書類
 - →代理権を示す旨の委任状、法定代理人であることを示す書類(戸籍謄本または抄本、 成年後見の登記事項証明書など)

・運転免許証:住所等が変更されている場合は、裏面の写しも必要です。

なお、「本籍」欄が見えないよう、塗りつぶしてください。

・住 民 票:発行日より6か月以内の原本または写しを同封してください。

・健康保険証:住所が記載されていない場合や住所が変更されている場合は、現住所をご記入の上、

その写しを同封してください。

・パスポート:写真および住所のページの写しを同封してください。

【申込書・同封書類の送付先】

〒355-0013

埼玉県東松山市小松原町17-9

松栄ガス株式会社 総務部 宛

(お問合せ先電話番号:0493-23-7151)

以 上